

川崎市病院局規程第12号

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「介護休暇又は介護時間」を「介護休暇、介護時間、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

8 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出については、川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程（平成17年病院局規程第35号）第4条（第2項を除く。）の規定を準用する。

第13条第2項及び第15条第3項中「第11条第6項」を「第11条第5項」に改める。

第34条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

第5号様式中

「.....印」

を

「.....」

に改める。

第6号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。